

TRY・ANGLE

【TRY-ANGLE=互いに結び合う3町を三角形-TRI(3つ)ANGLE(角)に見立て、挑戦するという意味を込めて発音が同じTRYを使った造語】

白石・福富・有明3町合併協議会だより

2-5
●第3回協議会の結果●

6-10
●第4回協議会の結果●

11
●新町建設計画の基本方針●

12
●新町名称応募の状況●

SHIROISHI
親子で夕コづくり(須古小)

FUKUDOMI
北区太鼓浮立

ARIAKE
元気ツズin北海道



白石 福富 有明3町合併協議会だより

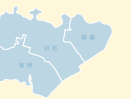
No.3

2004

1.15



第3回合併協議会の結果



第3回合併協議会が、12月10日(水)有明町公民館で開催されました。詳細は以下のとおりです。

協議事項

協議 第19号 地域審議会の取扱いについて 確認

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に規定する地域審議会については、設置しないものとする。
3町は、産業構造等も似通っているため、旧町意識の温存、新町としての一体感形成の阻害要因となる恐れがある審議会の設置はしないという提案がなされました。しかしながら、住民の声が反映する場をこの協議会で協議しておくべきという意見が出され、協議の結果、全町的な「まちづくり委員会(仮称)」等の代わる組織を設置するという事で、調整内容に以下の文言を追加し、確認されました。

追加文言 「なお、新町のまちづくりに住民の意向を反映させ、各地域の振興及び均衡のとれた一体性のあ
るまちづくりを推進するため、合併後速やかに、組織のあり方等について検討する。」

協議 第20号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて 継続協議

- 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を26人以内とし、新町設置の日から50日以内に選挙を行う。
- 選挙区については、全町域で1選挙区とする。

区分	原則	定数特例	在任特例
現在の町議会議員の身分	合併と同時に身分を失う	合併と同時に身分を失う	旧3町の協議により、合併後2年以内に限り、引き続き新町の議員として在任することができる
新町の議員の任期	設置選挙から4年	設置選挙から4年	合併後2年以内で、協議により定める期間
新町の議員の定数	条例で定める26人以内 (参考)市町村の議会の議員の定数は、地方自治法に定める数を超えない範囲で定める 人口2万人以上の町村 26人	設置選挙に限り、地方自治法の定数の2倍を超えない範囲で定数を定める52人以内 左記より定数(26人)の2倍を超えない範囲 52人以内	地方自治法の定数を超えるときには、当該数をもって新町の議会の議員定数とする46人 3町議員数 46人
選挙の期日	合併の日から50日以内	合併の日から50日以内	選挙を行わない

提案内容に対し、次のような意見がありました。
賛成する。26人でも多いのではないが、減らす方向で検討されたい。
特例を少しは考えてもよいのでは。
選挙を行うことは、6町時の決定事項。町民へ納得いく説明ができるようにしなければならない。
特例を適用すれば、旧町意識が残るのではないか。経費削減が合併の大きなメリット。
賛成する。立候補者の有意性ではなく、有権者の有意性を問うべき。
6町の時と同じ論議。その時も長期間、平行線のままだった。次回には必ず結論を出してほしい。
各町議会からは「原則どおり選挙すべき」「1年程度の在任特例を」という意見が出され、今日の協議を基に、議会で検討したいので継続協議をお願いしたいという提案がなされました。このため、次回には、結論を出すということで、継続協議となりました。

協議 第21号 農業委員の定数及び任期の取扱いについて 確認

- 農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き在任する。
- 農業委員会の選挙による委員の定数は、農業委員会等に関する法律第7条第1項及び同法施行令第2条の2の規定に基づき30人とする。

設置選挙を行うと、その間、空白期間ができるため、農業委員会が存在しなくなり、各種申請・証明事務が行えなくなるなどから、住民サービスに支障をきたすため、農業委員は在任特例を適用することとなりました。
なお、在任期間は合併後、最初に任期満了となる福富町の任期に合わせることとなり、提案どおり確認されました。

協議 第22号 地方税の取扱いについて 確認

市町村民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税及び納期については、3町差異がないため、現行のとおりとする。

協議 第23号 使用料、手数料の取扱いについて(窓口業務関係の取扱い) 確認

窓口業務関係手数料については、住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、合併時に統一する。

協議 第24号 納税関係の取扱いについて 確認

- 納税組合の補助金制度については、合併後に各町の現状を考慮し、新たに交付基準を策定する。
- 納税組合については、合併後、他市町村の動向をふまえながら、納税組織の見直し等を含めて検討する。

協議 第25号 ごみ、し尿処理の取扱いについて 確認

ごみ、し尿処理の取扱いについては、住民生活に極めて密接に関係するため、地域性を考慮し、急激な変化を及ぼすことがないように調整する。
なお、ごみ処理については、新町において施設整備等の検討を含め、新たに一般廃棄物処理基本計画を作成する。

【ごみ袋等の種類及び販売単価】 (単位:円)					(単位:円)				
区分	白石町	福富町	有明町	調整額	区分	白石町	福富町	有明町	調整額
可燃ごみ	大	36	35	36	資源ごみ	かん	36	35	36
	小	25	-	25		びん	36	-	36
不燃ごみ	36	35	36	ペットボトル		36	35	36	
粗大ごみシール	200	200	200	プラスチック		-	35	-	
									35

協議 第26号 国民健康保険事業の取扱いについて 確認

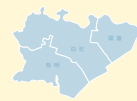
- 国民健康保険事業については、被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平に留意し、次のとおり取扱うものとする。
- 国民健康保険税については、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保することができる額にて統一を図る。
 - 国民健康保険財政調整基金については、合併時に各町の現有額をすべて持ち寄る。
 - 保健事業については、現在実施している町に準じて統一を図り、新町において実施する。
 - 国民健康保険運営協議会については、新町において新たに設置する。

国民健康保険税の具体的内容は次のとおりとなっています。

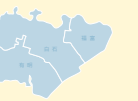
調整の具体的内容

国民健康保険税率については、直近の医療費の動向を考慮して、合併する年度の翌年度から白石町の例を基準に統一する。

国民健康保険税	白石町	福富町	有明町
1.保険税率(医療分)			
所得割	7.00%	6.70%	6.00%
資産割(土地・家屋)	-	-	-
被保険者均等割(1人当り)	20,000円	22,000円	20,000円
世帯別平等割(1世帯当り)	33,000円	29,000円	29,000円
課税限度額	530,000円	530,000円	530,000円
2.保険税率(介護分)			
所得割	0.85%	0.85%	0.88%
被保険者均等割(1人当り)	7,000円	6,500円	6,800円
世帯別平等割(1世帯当り)	4,500円	4,000円	4,300円
課税限度額	80,000円	80,000円	80,000円
3.納期	10期	10期	10期



第3回合併協 議会の結果



協議 第27号 各福祉制度の取扱いについて(高齢者福祉の取扱い) 確認

高齢者福祉の取扱いについては、高齢者がいつまでも生きがいをもち続けられ、安心して暮らせる環境づくりに配慮し、調整に努める。

- (1) 国・県が定める制度に基づき実施している事業については、引き続き推進し、新町において調整する。
- (2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 新町において、老人保健福祉計画を策定する。
- (4) 敬老祝金については、従来の実績をふまえ、支給額等を統一する。
- (5) 敬老会については、実施内容を統一し、旧町単位で開催する。

【敬老祝金】

白石町		福富町		有明町		調整額	
75歳	5,000円			80歳	10,000円	80歳	10,000円
80歳	10,000円	80歳	10,000円	80歳	10,000円	80歳	10,000円
85歳	15,000円	85歳	15,000円	85歳	15,000円	85歳	15,000円
90歳	20,000円	90歳	20,000円	90歳	20,000円	90歳	20,000円
95歳	25,000円	95歳	25,000円	95～99歳	30,000円	95歳	30,000円
100歳以上	30,000円	100歳以上	100,000円	100歳以上	100,000円	100歳以上	50,000円

白石町の事業主体は社会福祉協議会

協議 第28号 各福祉制度の取扱いについて(母子、児童福祉の取扱い) 確認

母子、児童福祉の取扱いについては、家庭における生活の安定と次世代の担い手の育成を図るため、子育てしやすい環境づくりに配慮し、調整に努める。

- (1) 国・県が定める制度に基づき実施している事業については、引き続き推進し、新町において調整する。
- (2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 保育事業については、現行の水準が低下しないように努め、統一化を図る。

【保育料】

(単位:円)

各月初日の入所児童の世帯階層区分		白石町	福富町	有明町	調整額	
生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	3歳未満児	0	0	0	0	
	3歳児	0	0	0	0	
	4歳以上児	0	0	0	0	
市町村民税非課税世帯	3歳未満児	8,500	9,000	9,000	8,100	
	3歳児	5,700	6,000	6,000	5,400	
	4歳以上児	5,700	6,000	6,000	5,400	
市町村民税課税世帯	3歳未満児	18,520	19,500	19,500	17,550	
	3歳児	15,670	16,500	16,500	14,850	
	4歳以上児	15,670	16,500	16,500	14,850	
前年所得税	64,000円未満	3歳未満児	28,500	30,000	27,000	27,000
		3歳児	25,650		27,000	24,300
		4歳以上児	25,650		27,000	24,300
	32,000円未満	3歳未満児		25,000		
		3歳児		22,000		
		4歳以上児		22,000		
	32,000円以上 64,000円未満	3歳未満児		28,000		
		3歳児		25,000		
		4歳以上児		25,000		
	64,000円以上 160,000円未満	3歳未満児	42,270			35,600
		3歳児	35,330			30,690
		4歳以上児	29,330			25,020
64,000円以上 80,000円未満	3歳未満児		30,000			
	3歳児		27,000			
	4歳以上児		27,000			
80,000円以上 160,000円未満	3歳未満児		44,500			
	3歳児		34,880			
	4歳以上児		28,570			
64,000円以上 112,000円未満	3歳未満児		30,000			
	3歳児		27,000			
	4歳以上児		27,000			
112,000円以上 160,000円未満	3歳未満児		37,250			
	3歳児		29,620			
	4歳以上児		27,000			
160,000円以上 408,000円未満	3歳未満児	57,950	44,500	44,500	48,800	
	3歳児	35,330	34,880	33,320	30,690	
	4歳以上児	29,330	28,570	30,810	25,020	
408,000円以上	3歳未満児	57,950	44,500	60,000	64,000	
	3歳児	35,330	34,880	37,030	30,690	
	4歳以上児	29,330	28,570	30,810	25,020	

協議 第29号 各福祉制度の取扱いについて(障害者福祉の取扱い) 確認

障害者福祉の取扱いについては、家庭や地域において、生き生きと生活し活動できるように配慮し、調整に努める。

- (1) 国・県が定める制度に基づき実施している事業及び障害者の社会参加に係る事業については、引き続き推進し、新町において調整する。
- (2) 各町が独自に実施している事業については、従来の実績を考慮し、新町全体の均衡を保つよう調整する。
- (3) 新町において、障害者福祉計画を策定する。

協議 第30号 社会福祉協議会の取扱いについて 確認

社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。

また、新町は社会福祉協議会と協力しながら、福祉サービスの質の向上や地域福祉の充実に努める。

協議 第31号 保健衛生の取扱いについて 確認

保健衛生の取扱いについては、住民の健康の保持増進に配慮しながら、住民サービスの低下を生じないように調整する。

- (1) 各種健康診査については、合併時に検診内容、対象者の統一を図る。
- (2) 結核予防事業及び予防接種事業については、基本的に現行のとおりとする。
- (3) 乳幼児医療助成事業については、小学校就学前までを対象とする。

乳幼児医療助成事業の具体的内容は次のとおりとなっています。

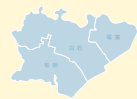
調整の具体的内容

3歳以上小学校就学前の全疾患を対象とし、新町において調整する。

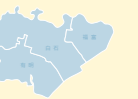
【乳幼児医療助成事業(3歳以上小学校就学前)】

区分	白石町	福富町	有明町
全疾患	対象者 3歳以上小学校就学に達する以前の者	左記に同じ	制度なし
	助成額 個人負担額の全額を助成する(保険対象分)	個人負担額が月額17,700円を超えた額について助成する(保険対象分)	





第4回合併協議会の結果



第4回合併協議会が、12月25日(木)白石町総合センターで開催されました。詳細は以下のとおりです。

協議事項

協議 第20号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて(継続協議) 確認

1. 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第6条及び第7条の特例は適用せず、地方自治法第91条第1項及び第2項の規定に基づき、定数を26人以内とし、新町設置の日から50日以内に選挙を行う。
2. 選挙区については、全町域で1選挙区とする。

3町の議会から、各議会の経過・状況等が報告され、議員減による人件費の節減効果をはじめ、選挙を通じて他町の議員や住民を知ることができるなどの賛成意見が出され、提案内容どおり確認されました。

協議 第32号 事務組織及び機構の取扱いについて 確認

1. 新町の事務組織及び機構は、「新町における事務組織及び機構の整備方針」に基づき整備する。
2. 新町の事務組織及び機構は、住民サービスが低下しないように十分配慮する。
3. 附属機関等については、必要性や地域の実情を考慮し、「附属機関等における整備方針」に基づき調整する。

新町における事務組織及び機構の整備方針

合併時における事務組織及び機構は、次の事項を基本として整備するものとする。ただし、合併後は常にその事務組織及び機構の運営の効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。

- (1) 住民が利用しやすく、わかりやすい事務組織・機構とする。
- (2) 住民の声を適正に反映することができる事務組織・機構とする。
- (3) 運営の合理化を図り、簡素で効率的な事務組織・機構とする。
- (4) 指令命令系統が分かりやすく、責任の所在が明確な事務組織・機構とする。
- (5) 地方分権による行政課題に迅速、的確に対応できる事務組織・機構とする。
- (6) 支所機能については、住民の利便性の確保と住民自治に寄与できる事務組織・機構とする。

協議 第33号 一般職の職員の身分の取扱いについて 確認

3町の一般職の職員は、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

【条例定数と実職員数】平成15年4月1日現在 単位:人)

区分	普通会計								公営企業会計				合計	
	首長部局		議会		教育委員会		農業委員会		水道		下水道			
	定数	実員数	定数	実員数	定数	実員数	定数	実員数	定数	実員数	定数	実員数	定数	実員数
白石町	124	120	3	3	22	17	5	4	6	4			160	148
福富町	67	63	3	3	16	14	3	2				3	89	85
有明町	92	88	3	3	30	18	4	3			3		129	115
合計	283	271	9	9	68	49	12	9	6	7	0	3	378	348

派遣職員を含み、教育長は含まない。

協議 第34号 特別職の身分の取扱いについて 確認

1. 特別職の職員の設置・人数・任期については、法令及び実情を考慮し、調整する。
2. 特別職の報酬等については、合併時までに調整する。

協議 第35号 条例、規則等の取扱いについて 確認

条例、規則等の取扱いについては、「白石・福富・有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針」に基づき調整する。

白石・福富・有明3町合併に関する条例、規則等の整備方針

白石・福富・有明3町による新設合併が行われる場合、3町(白石町・福富町・有明町)は、合併により消滅するため、3町の条例、規則等は失効することになる。そのため、新町において新たに条例、規則等を制定し、施行する必要がある。したがって、新町の設置に伴う条例、規則等の制定にあたっては、合併協議会で協議された各種事務事業等の調整・確認内容に基づき、以下の区分により整備するものとする。施行の方法による区分

1. 合併と同時に町長職務執行者の専決処分等により、即時制定し、施行させるもの(専決処分)
 - 条例.....町長職務執行者の専決処分により制定し施行する。(地方自治法第179条第1項)
 - 規則、規程等...町長職務執行者の職権により制定し施行する。(地方自治法第15条第1項)
2. 合併後、逐次制定し、施行させるもの(逐次制定)
 - 町長職務執行者の専決処分による制定になじまないもの(議案提出権が長にない条例、各行政委員会の規則等)
 - 新町発足時には必要ないが、合併後、逐次制定し、施行させるもの。
3. 合併後、一定の地域に暫定的に施行させる必要があるもの(暫定施行)
 - 一定の地域に施行されていた条例、規則等を、新町の条例、規則等が制定されるまでの間の暫定措置として、合併後引き続き施行させる必要があるもの(地方自治法施行令第3条)

協議 第36号 消防団の取扱いについて 確認

新町の消防団は、各町の消防団を合併時に統合する。

- (1) 新町の消防団の組織及び構成については、合併時に再編成する。
- (2) 消防団員の報酬、各種手当等については、合併時に調整する。
- (3) 消防関係の補助金・助成金については、新町において調整する。
- (4) 消防関係車両等の購入計画については、合併後に新町において策定する。

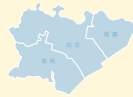
【消防団の定数】実人員数とは若干異なります 単位:人)

階級	白石町	福富町	有明町	合計
団長	1	1	1	3
副団長	1	2	2	5
分団長	4	3	3	10
副分団長	4	3	3	10
部長	22	10	15	47
副部長	22	10	15	47
班長	68	78	46	192
団員	498	163	322	983
合計	620	270	407	1,297

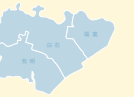
協議 第37号 防災関係の取扱いについて 確認

1. 防災会議については、合併時に新たに設置し、新町において地域防災計画を策定する。
2. 災害対策本部の編成については、合併時に組織編成を行う。
3. 災害時の情報伝達については、合併時に新たな連絡体制を確立する。





第4回合併協議会の結果



協議 第38号 農林業の取扱いについて 確認

- 農振農用地区域については、現行のとおりとし、新町において作成する農業振興地域整備計画に基づき調整する。
- 農業関係事業については、次のとおり取扱うものとする。
 - 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。
 - 町単独事業については、従来からの経緯や実情等を考慮し、新町において新たな制度を検討する。
- 農業農村整備関係事業については、次のとおり取扱うものとする。
 - 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。
 - 町単独事業については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整する。
 - 農道については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 農業関係団体については、現行のとおりとし、新町において調整する。
- 林務関係事業については、新町において引き続き実施する。
- 林道については、現行のとおり新町に引き継ぐ。

土地改良事業に伴う受益者負担は、次のとおりとなっています。

調整の具体的内容

国営筑後川下流土地改良推進事業の白石平野地区（直送）の受益者負担割合については、白石町の例による。

【国営筑後川下流土地改良推進事業】

（単位：％）

事業区分	負担区分	白石町			備考	
		町	福富町	有明町		
下流地区（一般）	用水施設（佐賀西部導水路）	町 5.00	5.00	5.00	平成4年まで 7.50	
	農家 0.00	0.00	0.00			
	用水施設（白石東線・山脚線・福富線）	町 4.00	4.00	4.00	平成4年まで 5.00	
	農家 4.00	4.00	4.00			
下流白石地区（特別）	排水施設（有明水路・排水機場）	町 10.50	10.50	10.50		
	農家 0.00	0.00	0.00			
	用水施設（白石東線・山脚線・福富線）	町 4.00	4.00	4.00	平成4年まで 5.25	
	農家 4.00	4.00	4.00		平成4年まで 5.25	
白石平野地区（直送）	用水施設					
	基幹施設	町 5.00	5.00	5.00		
	農家 -	-	-			
	末端施設	町 6.00	4.00	4.00		
	農家 2.00	4.00	4.00			

調整の具体的内容

県営及び町営土地改良事業の受益者負担割合については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整する

【主な事業の補助残に対する町と受益者の負担割合】

事業区分	補助率（％） 国・県	白石町		福富町		有明町	
		町	受益者	町	受益者	町	受益者
ため池等整備事業（ため池機能保全整備工事）	75.0					1/2	1/2
地盤沈下対策事業（大規模）	94.0	全額	-	全額	-	2/3 排水機場は全額	1/3
一般農道整備事業	72.5	全額	-	全額	-	全額	-
ふるさと農道緊急整備事業	80.0	全額	-	全額	-	全額	-
ほ場整備事業	75.0	-	全額	1/5	4/5	-	全額
町単独ほ場整備償還金補助事業		1/5	4/5				
土地改良施設修繕保全事業	66.0	24.0	10.0	24.0	10.0	24.0	10.0
基幹水利施設技術管理強化特別指導事業	60.0	全額	-	全額	-	全額	-
基幹水利施設管理事業（町営土地改良事業）	60.0	全額	-	全額	-	全額	-
県単さが農業 農村振興整備 事業	生産基盤強化事業	40.0		25.0	35.0	42.0	18.0
	生産基盤強化事業（農道）	40.0	全額	-			
	施設支援型	40.0	10以上 50以下				
ふるさと農道緊急整備事業（地方財政措置）	0.0	全額	-	全額	-	全額	-

協議 第39号 水産業の取扱いについて 確認

- 漁港は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 水産関係事業については、次のとおり実施するものとする。
 - 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。
 - 水産振興町単独事業については、従来からの経緯や実情等を考慮し、新町において新たな制度を検討する。
- 漁港施設の使用料については、現行のとおりとする。

【漁港の状況】

住ノ江漁港		廻里江漁港		新有明漁港	
漁港の種類	第1種	漁港の種類	第2種	漁港の種類	第1種
施設の概要		施設の概要		施設の概要	
物揚場	730.2m	物揚場	156.5m	物揚場	210m
泊地	26,317m ²	船揚場	27m ²	道路	312.9m
道路	98.8m	漁具干場	1,700m ²	登録漁船数	421隻
登録漁船数	76隻	泊地	100,000m ²		
		登録漁船数	215隻		

協議 第40号 商工観光の取扱いについて 確認

- 商工関係事業については、引き続き産業の振興を図るよう、次のとおり取扱うものとする。
 - 国・県補助事業及び継続事業については、新町においても引き続き実施する。
 - 町単独事業については、従来からの経緯、実績などを尊重し、新町において調整する。
- 観光関係事業については、観光資源の有効活用を図るよう、新町において調整する。

協議 第41号 建設関係事業の取扱いについて 確認

- 建設関係事業については、次のとおり取扱うものとする。
 - 建設関係事業については、新町総合計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。
 - 建設関係町単独事業については、従来からの経緯、実情等を考慮し、新町において調整する。
- 道路占用料については、3町相違ないため現行のとおりとする。
- 町道については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

【町道の状況】

平成14年4月1日現在

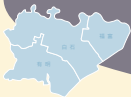
	実延長 (m)	面積 (m ²)	改良済延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)	歩道延長 (m)
白石町	228,872	1,227,940	199,274	87.1	216,405	94.6	9,689
福富町	92,101	611,118	85,326	92.6	91,936	99.8	4,765
有明町	86,618	486,408	75,863	87.6	79,329	91.6	2,590
合計	407,591	2,325,466	360,463	88.4	387,670	95.1	17,044

協議 第42号 公営住宅の取扱いについて 確認

- 住宅建設関係事業については、新町総合計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。
- 住宅使用料については、当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。

【公営住宅の状況】

白石町			福富町			有明町		
住宅名	戸数	建設年度	住宅名	戸数	建設年度	住宅名	戸数	建設年度
馬洗	8	昭和35	栄町	10	昭和43	廻里津	30	昭和53・54
船津	10	昭和35	寿町	8	昭和47			
廿治	20	昭和36	上区	12	昭和50			
中郷	8	昭和45	住ノ江第2	44	昭和55～57			
六角	15	昭和52	住ノ江第3	15	昭和61			
六角橋	21	昭和54・55						
上廿治	24	昭和58・59						



第4回合併協議会の結果

協議 第43号 上水道の取扱いについて 確認

- 水道給水区域については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- 水道使用料、加入金及びメーター使用料については、白石町、有明町は合併時に統一し、福富町は、西佐賀水道企業団の規定によるものとする。
- 検針・料金徴収は、現行のとおりとする。

【水道使用料】

(単位:円 税込み)

項 目	現行料金		調整案	現行料金 福富町
	白石町	有明町		
基本料金	5m ³ まで 家庭のみ	1,700	1,680	1,680
	8m ³ まで 一般用			1,680
	10m ³ まで 一般用	2,300	2,200	2,200
超過料金	9m ³ ~ 30m ³			310
	11m ³ ~ 30m ³	320	325.5	320
	31m ³ ~ 50m ³		346.5	380
	31m ³ ~ 3,000m ³	340		340
	51m ³ ~		367.5	420
3,001m ³ ~	250		250	

協議 第44号 下水道の取扱いについて 継続協議

下水道の取扱いについては、住民サービスの低下をきたさぬよう快適な生活環境づくりに配慮し、調整に努める。

- 下水道の整備については、合併後、新町下水道等基本構想・計画を策定し、効率的かつ計画的な下水道事業等を推進する。
- 農業集落排水分担金については、現行のとおりとし、使用料については、累進従量制とする。
- 水洗化促進制度については、合併時新たに設ける。ただし、各町が既に認定している利子補給の債務負担は新町に引き継ぐ。
- 浄化槽設置整備事業については、合併時、国の補助基準により実施する。

福富町では集落排水との負担均衡を保つため、浄化槽設置に上乘せ補助の制度があり、ぜひ継続するよう検討してほしいとの意見や、農業集落排水の使用料を累進従量制にすれば自己水源(井戸)を利用した場合どのように扱うかなどの意見があり、次回までに再検討するということで継続協議となりました。

【農業集落排水分担金】

区 分	白石町	福富町	有明町
分担金の根拠	該当なし	1施設につき	
分担金額		150,000円	

【農業集落排水使用料】

白石町	福 富 町			有 明 町					
	区 分	金 額	用 途	世帯割	世帯員割				
該当なし	基本料金	8m ³ まで 1,500円	一般家庭用	し尿と雑排水	1,600円	600円			
	超過料金 1m ³ あたり	8m ³ を超え30m ³ まで 200円					公共用	雑排水のみ	1,000円
		30m ³ を超え50m ³ まで 220円	公共施設	1,600円	なし				
		50m ³ 以上 250円							

調 整 案

区 分	金 額
基本料金	10m ³ まで 1,400円
超過料金 1m ³ あたり	10m ³ を超え30m ³ まで 200円
	30m ³ 超 220円

【浄化槽設置整備事業費補助金】

白 石 町		福 富 町		有 明 町		国の補助基準額	
人槽区分	限度額(円)	人槽区分	限度額(円)	人槽区分	限度額(円)	人槽区分	限度額(円)
5人槽	354,000	5人槽	440,000 (86,000)	5人槽	354,000	5人槽	354,000
6~7人槽	411,000	6人槽	550,000 (139,000)	6~7人槽	411,000	6~7人槽	411,000
		7人槽	740,000 (329,000)				
8~10人槽	519,000	8人槽	840,000 (321,000)	8~10人槽	519,000	8~10人槽	519,000
		10人槽	900,000 (381,000)				
11~20人槽	981,000	11~20人槽	981,000 (0)	11~20人槽	981,000	11~20人槽	981,000
21~30人槽		21~30人槽	1,668,000 (0)	21~30人槽	1,668,000	21~30人槽	1,668,000
31~50人槽		31~50人槽	2,238,000 (0)	31~50人槽	2,238,000	31~50人槽	2,238,000

()は町上乘せ額



新町建設計画の 基本方針が示されました

人と大地が うるおい 輝く 豊穡のまち



人

子育て支援と健康づくり

子どもたちの心豊かで健やかな成長を支援するとともに、子どもからお年寄りまで誰もが生涯にわたる健康を維持し、いきいきと暮らすことのできるまち



大地

自然環境の保全

杵島山、白石平野、有明海などの恵まれた自然環境の保全に努めながら、人々の生活と自然が共生するまち



うるおい輝く

産業の振興

地域の基幹産業である農業、水産業、商業の振興による活力のあるまち

基本理念を基にした具体的な新しいまちの将来像を次のように設定します。

将来像1

ゆとりある
快適な
住みよいまち

- 1 生活基盤の充実
- 2 自然環境との調和と共存
- 3 災害に強く安全・快適な生活環境の整備
- 4 体系的な交通網の整備・充実
- 5 情報通信ネットワークの整備・充実

将来像2

健やかで
安心できる
やさしいまち

- 1 子育て支援の充実
- 2 高齢者・障害者福祉の充実
- 3 保健・医療体制の充実
- 4 地域で支える福祉の充実
- 5 社会保障の充実
- 6 人権の尊重

将来像3

活気と
魅力のある
豊かなまち

- 1 農林水産業の振興
- 2 商工業の振興
- 3 観光の振興
- 4 新たな地域活力の創出

将来像4

個性豊かな
人と文化を
育むまち

- 1 個性豊かで優れた人材の育成
- 2 生涯学び楽しめる環境の充実
- 3 地域文化の伝承と新たな魅力の創造

将来像5

参加と
交流で築く
開かれたまち

- 1 参加と交流の促進
- 2 健全な行財政運営の推進

ご応募ありがとうございました



11月25日から1ヶ月にわたり、新町の名称を募集しましたところ、多数のご応募をいただきました。大変ありがとうございました。

- 応募総数 800通
- 作品数 376作品
(表記のみ)

■応募数の多い名称

1	白石町	141
2	杵島町	43
3	歌垣町	31
4	有明町	25
5	しろいし町	24
6	有福町	12
7	新白石町	10
8	肥前白石町	9
9	杵東町	8
10	むつごろう町	7
11	うたがき町	6
12	きしま町	5
	稲佐町	5
	幸福町	5
	白福有町	5
	新有明町	5
	新栄町	5
	みのり町	5
	三和町	5

※表中の数字は、名称の左が順位、右が応募数です。

■各町年代別応募内訳

	0～19歳	20～39歳	40～59歳	60歳以上	記載なし	合計
白石町	57	49	94	188	4	392
福富町	140	26	30	42	1	239
有明町	13	26	36	86	8	169
合計	210	101	160	316	13	800

■各町上位5つ

【白石町】		【福富町】		【有明町】	
1	白石町 122	1	杵島町 21	1	有明町 20
2	歌垣町 21	2	有福町 8	2	白石町 12
3	しろいし町 20	3	白石町 7	3	杵島町 6
4	杵島町 16	4	有明町 5		歌垣町 6
			杵東町 5	5	稲佐町 4
					新有明町 4

※表中の数字は、名称の左が順位、右が応募数です。

■年代別上位5つ

0～19歳		20～39歳		40～59歳		60歳以上	
1	白石町 19	1	白石町 21	1	白石町 27	1	白石町 74
2	杵島町 8	2	有明町 7	2	歌垣町 10	2	杵島町 23
3	歌垣町 7	3	杵島町 5	3	杵島町 7	3	しろいし町 11
4	有明町 4	4	歌垣町 4	4	しろいし 5	4	歌垣町 10
	幸福町 4	5	しろいし町 3	5	肥前白石町 4	5	有明町 9
	しろいし町 4		むつごろう町 3		有明町 4		

※表中の数字は、名称の左が順位、右が応募数です。

編集後記

名称募集が締め切られました。募集を開始した当初は数件の応募しかなくヒヤヒヤしましたが、終盤、関係者のご協力をいただき、たくさんのご応募がありました。本当にありがとうございました。歴史、伝統、文化、PR度など、名称の選定理由はさまざまであり、その作品には、応募された方の強い思い入れがあるはずですから、この中からの選定は大変な重責です。今後、何年、新しい町名とおつき合いくことになるのかわかりませんが、新町の名称を選定することは、名誉なことだと思います。協議会委員の皆さん、慎重審議をお願いします。(英)

あなたも傍聴にきませんか！

第5回合併協議会のお知らせ

- 日時 平成16年1月15日(木) 13:30～
- 場所 福富町公民館2階ホール

○協議内容

下水道(継続協議)	社会教育
補助金、交付金等	社会体育
行政区	人権、同和教育
通学区域	新町建設計画(提案のみ)
学校教育	
学校給食	

第6回合併協議会のお知らせ

- 日時 平成16年2月5日(木) 13:30～
- 場所 有明町公民館2階ホール

○協議内容

新町の名称
新町建設計画